

第13回地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会について

日 時 平成22年10月22日（金）午後2時～4時

場 所 県庁第21会議室

1 開 会

2 審 議

(1) 次期中期目標について

(2) その他

3 閉 会

〔配付資料〕

資料1 「中期目標の期間終了時の検討」に関する意見聴取とりまとめ（修正案）

資料2 次期中期目標案

資料3 次期中期目標（案）の概要

資料4 中期目標、中期計画に係るスケジュール

参考資料 鳥取県経済成長戦略会議資料

<出席者名簿>

【委員】

| 区分 | 氏名 | 所属名 | 役職名 | 備考 |
|-----|-------|------------------------|------------|----|
| 委員長 | 副井 裕 | 国立大学法人鳥取大学 | 学長補佐 | |
| 委員 | 谷口 義晴 | 日本セラミック株式会社 | 代表取締役社長 | |
| 委員 | 辻 智子 | 日本水産株式会社 | 生活機能科学研究所長 | |
| 委員 | 中村 宗和 | 国立大学法人鳥取大学 | 理事・名誉教授 | |
| 委員 | 和木 幸雄 | 三洋電機コンシューマエレクトロニクス株式会社 | 監査役 | |

【地方独立行政法人鳥取県産業技術センター】

| 氏名 | 役職名 | 備考 |
|------|-------------|----|
| 山本 誠 | 企画管理部長 | |
| 山田 強 | 企画管理部企画室長 | |
| 濱本 修 | 企画管理部総務室長補佐 | |
| 石破 徹 | 企画管理部企画室長補佐 | |

【事務局（鳥取県）】

| 氏名 | 役職名 | |
|-------|-----------------------------|--|
| 岡村 整諮 | 商工労働部産業振興総室長 | |
| 広瀬 龍一 | 商工労働部産業振興総室産学金官連携室長 | |
| 小谷 博之 | 商工労働部産業振興総室産学金官連携室研究開発担当副主幹 | |

「中期目標の期間終了時の検討」に関する意見聴取

- ①現在（H19～22年度）の中期目標・中期計画の全体的な進捗状況に対する意見
- ・中期目標・中期計画はほぼ達成できる方向に進捗しており、県民・企業に対して満足のいく成果が出て評価できる。中期計画・年度計画の作成と評価は県民への情報公開、センター機能の向上の点で、効果的役割を果たすものであった。
 - ・その中で、法人化前に比べて県民に対するきめ細やかな現場重視型サービス（相談・現地指導、依頼試験、機器利用）の向上がみられ、センター職員の意識改革が進行しており、研究開発や実践的産業人材の育成についても概ね計画通りに進捗している。
 - ・理事長のリーダーシップに基づく運営も軌道に乗ったように見受けられる。
- ②今後の産業技術センターの取組において望むこと
- ・県民への技術支援・サービスと研究開発・研修等での資質向上とのバランスを取りつつ、産業技術センター業務の一部への民間委託の導入等を図ることにより、センターの研究者が、その分野でのトップレベルの研究に注力をし、その成果を地域産業振興に生かすことを希望する。
 - ・優秀な人材の採用と全体のレベルアップを図るとともに、産業技術センターの位置づけ、県民の期待、経営内容、活動内容、ミッションなどについて組織内共通認識を図ることが必要である。
 - ・技術支援において、技術相談・現地指導の豊富な技術内容をデータベース化、また、試験分析について、既存の設備で稼働率の低い機器の積極的な整理の検討を望む。
 - ・研究開発では、テーマを絞って人材を集中投下し早期に事業性の可否を判断するとともに、特に、理事長裁量の研究では、目先の成果ではなく、県外企業の誘致につながるような新規技術開発を最低一課題は設定するなど挑戦的なテーマをある程度の期間を与えて実施させるなど、テーマ設定をブラッシュアップしていくことを希望する。
 - ・人材育成については、OJTの観点から、高度な企画力（情報収集力）と判断力が求められるテーマを設定することが必要である。
 - ・相談案件に対して、公正な偏らない視点で適切な判断が出来るセンター職員の育成を望むとともに、基礎研究と実用化研究のどちらに重点を置くのかを明確にして計画の「見える化」を図り、それによって、人材の確保・育成につなげることに期待する。
- ③その他（中期目標の構成や記載内容への要望・意見 等）
- ・次期中期目標では「鳥取県経済成長戦略」を視野に入れて記載する必要がある。
 - ・今後の人材育成について、「産業人材育成戦略の策定」の結果を反映することを希望する。
 - ・中期計画に数値目標を入れる際には、センターの支援による企業の売り上げ・開発費の削減・クレーム減少などへの貢献度などの質的向上に関する指標等の検討を希望する。
 - ・評価委員会が評価する評価項目数（37）は多すぎるため、重複項目など項目を見直して少なくするとともに、センター内のマンパワー配置や重点化の比重の変化に対応して評価ウエイトを見直すことも必要である。
 - ・研究開発に関する評価では、本評価委員会以前に、シーズ研究評価委員会、実用化研究評価委員会の審議を経ており、専門家の評価結果を自動的に項目別評価に転記するシステムの検討を行うべきである。

「中期目標の期間終了時の検討」に関する意見聴取 新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>①現在（H19～22年度）の中期目標・中期計画の全体的な進捗状況に対する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標・中期計画はほぼ達成でき方向に進捗しており、県民・企業に対して満足のいく成果が出て評価できる。中期計画・年度計画の作成と評価は県民への情報公開、センター機能の向上の点で、効果的役割を果たすものであった。 ・ その中で、法人化前に比べて県民に対するきめ細やかな現場重視型サービス（相談・現地指導、依頼試験、機器利用）の向上がみられ、センター職員の意識改革が進行しており、研究開発や実践的産業人材の育成についても概ね計画通りに進捗している。 ・ 理事長のリーダーシップに基づき運営も軌道に乗ったように見受けられる。 <p>②今後の産業技術センターの取組において望むこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民への技術支援・サービスと研究開発・研修等での資質向上とのバランスを取りつつ、産業技術センター業務の一部への民間委託の導入等を図ることにより、センターの研究者が、その分野でのトップレベルの研究に注力をし、その成果を地域産業振興に生かすことを希望する。 ・ 優秀な人材の採用と全体のレベルアップを図るとともに、産業技術センターの位置づけ、県民の期待、経営内容、活動内容、ミッションなどについて組織内共通認識を図ることが必要である。 ・ 技術支援において、技術相談・現地指導の豊富な技術内容をデータベース化、また、試験分析について、既存の設備で稼働率の低い機器の積極的 | <p>①現在（H19～22年度）の中期目標・中期計画の全体的な進捗状況に対する総括</p> <p>中期目標・中期計画はほぼ達成でき方向に進捗しており、県民・企業に対して満足のいく成果が出て評価できる。中期計画・年度計画の作成と評価は県民への情報公開、センター機能の向上の点で、効果的役割を果たすものであった。</p> <p>その中で、法人化前に比べて県民に対するきめ細やかな現場重視型サービス（相談・現地指導、依頼試験、機器利用）の向上がみられ、センター職員の意識改革が進行しており、研究開発や実践的産業人材の育成についても概ね計画通りに進捗している。</p> <p>理事長のリーダーシップに基づき運営も軌道に乗ったように見受けられる。</p> <p>ただし、初めて作成した中期計画ということもあり評価項目が細かすぎたり、中期計画の方針変更や重点化の比重が変わった場合にも対応しにくかったり、あるいは目標設定が保守的になりがちだった感じがある。</p> <p>②今後の産業技術センターの取組において望むこと</p> <p>県民への技術支援・サービスと研究開発・研修等での資質向上とのバランスを取りつつ、産業技術センター業務の一部への民間委託の導入等を図ることにより、センターの研究者が、その分野でのトップレベルの研究に注力をし、その成果を地域産業振興に生かすことを希望する。</p> <p>また、優秀な人材の採用と全体のレベルアップを図るとともに、産業技術センターの位置づけ、県民の期待、経営内容、活動内容、ミッションなどについて組織内共通認識を図ることが必要である。</p> <p>技術支援において、技術相談・現地指導の豊富な技術内容をデータベース化、また、試験分析について、既存の設備で稼働率の低い機器の積極的</p> |

な整理の検討を望む。

- ・ 研究開発では、テーマを絞って人材を集中投下し早期に事業性の可否を判断するとともに、特に、理事長裁量の研究では、目先の成果ではなく、県外企業の誘致につながるような新規技術開発を最低一課題は設定するなど挑戦的なテーマをある程度の期間を与えて実施させるなど、テーマ設定をブラッシュアップしていくことを希望する。
- ・ 人材育成については、OJTの観点から、高度な企画力（情報収集力）と判断力が求められるテーマを設定することが必要である。
- ・ 相談案件に対して、公正な偏らない視点で適切な判断が出来るセンター職員の育成を望むとともに、基礎研究と実用化研究のどちらに重点を置くのかを明確にして計画の「見える化」を図り、それによって、人材の確保・育成につなげることに期待する。

③その他（中期目標の構成や記載内容への要望・意見 等）

- ・ 次期中期目標では「鳥取県経済成長戦略」を視野に入れて記載する必要がある。
- ・ 今後の人材育成について、「産業人材育成戦略の策定」の結果を反映することを希望する。
- ・ 中期計画に数値目標を入れる際には、センターの支援による企業の売り上げ・開発費の削減・クレーム減少などへの貢献度などの質的向上に関する指標等の検討を希望する。
- ・ 評価委員会が評価する評価項目数（37）は多すぎるため、重複項目など項目を見直して少なくするとともに、センター内のマンパワー配置や重点化の比重の変化に対応して評価ウエイトを見直すことも必要である。
- ・ 研究開発に関する評価では、本評価委員会以前に、シーズ研究評価委員会、実用化研究評価委員会の審議を経ており、専門家の評価結果を自動的に項目別評価に項目別評価に転記するシステムの検討を行うべきである。

な整理の検討を望む。

研究開発では、テーマを絞って人材を集中投下し早期に事業性の可否を判断するとともに、特に、理事長裁量の研究では、目先の成果ではなく、県外企業の誘致につながるような新規技術開発を最低一課題は設定するなど挑戦的なテーマをある程度の期間を与えて実施させるなど、テーマ設定をブラッシュアップしていくことを希望する。

人材育成については、高度な企画力（情報収集力）と判断力を持って取り組むテーマを設定することが重要であり、相談案件に対して、公正な視点で可否を判断が出来るセンター職員の育成を望む。

今後は、センターの支援による、企業の売り上げ、開発費の削減、クレーム減少などへの貢献度などの質的向上に関する指標での評価の検討を希望する。

③その他（中期目標の構成や記載内容への要望・意見 等）

37 の評価項目数は多すぎると思われ、次期中期目標では「鳥取県経済成長戦略」を視野に入れて記載し項目も少なくすべきであり、数値目標の設定についても一工夫が必要である。それに伴い、評価項目の見直しとともに、センター内のマンパワー配置変化に伴う評価ウエイトの見直しも行うことが必要である。

研究開発では、本評価委員会以前に、シーズ研究評価委員会、実用化研究評価委員会の審議を経ており、専門家の評価結果を自動的に項目別評価に転記するシステムの検討を行うべきである。

また、基礎研究と実用化研究のどちらに重点を置くのかを明確にしてから中期目標を立てることで、計画の「見える化」を図り、それによって、人材の確保・育成につなげることを期待する。

人材育成については、重複している評価項目を整理するとともに、また今後どのような人材を育成すべきかについて、「産業人材育成戦略の策定」の結果を反映することを希望する。

今期 中期目標

次期 中期目標 案

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター-中期目標

基本的な考え方

県内唯一の工業系の技術支援機関である産業技術センター（以下「センター」という。）は、他都道府県の公設試験研究機関と比較して、一事業所当たりの技術相談・現地指導件数が圧倒的に多いなど、県内製造業を中心とした本県産業の技術高度化に向けた中核的推進機関である。

これまでも、企業ニーズに対応した施設整備や迅速な意思決定に向けた組織見直しなどセンターの機能強化を進め、県内産業振興に大きな役割を果たしてきたところであるが、今後、県内製造業が環日本海諸国等のアジア諸国を中心としたグローバルな大競争時代の中で、競争力を高めて新たな市場を切り開いていくには、技術開発や人材育成などの面で、より高度化かつ迅速化したセンターの技術支援が求められる。

そこで、技術支援機能をより一層強化するために、センターを地方独立行政法人化するが、このための法人化は経費削減や公務員削減等の行財政改革とは目的を異にするものであり、本県産業の「自立化」と「高付加価値化」促進によって、産業競争力を高めることこそが唯一最大の目的である。

そして、かかる目的を達成するため、県内製造業及び関連産業における

- ① 「付加価値額（営業利益に人件費と減価償却費を加えたもの）」
- ② 「付加価値率（県内生産額に占める付加価値額の割合）」

の向上のための技術支援をセンターへのミッションとし、センターに本中期目標を指示するものである。

なお、事業実施に当たっては、「コンプライアンス」と「環境への配慮」を核とした内部統制によって組織体制を構築していくとともに、中期目標に規定する事項について適宜数値目標を掲げ、計画的に実施することとし、中期目標達成に向けた「県民への説明責任」を果たさなければならない。

さらに、センターには、理事長の強力なリーダーシップの下、技術支援のプロフェッショナル集団として自己研鑽や意識改革など不漸の努力と改革を行い、法人専任職員の配置など県から真に独立した組織により、本県が推進する「知の地域づくり」の担い手としての役割を果たすことを強く期待するものである。

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター-中期目標

基本的な考え方

県内唯一の工業系の技術支援機関である産業技術センター（以下「センター」という。）は、平成19年4月に地方独立行政法人として新たにスタートし、第1期中期目標期間においては、きめ細やかな技術相談・現地支援、実践的な産業人材の育成、企業への技術移転や特許の取得等を通じて、県内企業に対する支援機能を高め、鳥取県の産業振興に貢献してきた。

しかし、近年の世界的な景気低迷、少子高齢化の進展、厳しい雇用環境など、県内外の多くの企業は、依然厳しい状況に置かれており、国では、新成長戦略を策定し、新しい成長を目指す長期ビジョンとして、グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大戦略、ライフ・イノベーションによる健康大戦略等の戦略を打ち出している。

鳥取県においても、人口減少下においても持続性のある安定した経済成長の実現に向けて、10年後の世界・日本経済の社会経済構造を見据え、本県の強み等を考慮し、8つの戦略的推進分野を戦略的に推進する「鳥取県経済成長戦略」を策定し、県内産業を環境・エネルギー、バイオ、次世代デバイスなど成長分野へ構造転換することとしている。

第2期中期目標期間においては、同戦略等の本県施策による「産業の高付加価値化」と「新産業の創出」の推進に寄与すべく、県内製造業及び関連産業における高付加価値化につながる技術支援や人材育成等の一層の強化をセンターの目標とし、指示するものである。

なお、事業実施に当たっては、

- ① 技術支援業務と研究開発業務のバランスを取りつつ、その成果等の企業への移転と事業化に向けた支援を強化を進めること
- ② 「コンプライアンス」と「環境への配慮」をも踏まえた内部統制によって、絶えず組織体制の見直しを行いつつ運営すること
- ③ 中期目標に規定する事項について適宜数値目標を掲げ、計画的に実施するとともに「県民への説明責任」を果たすことに努めなければならない。

さらに、センターには、理事長の強力なリーダーシップの下、自己研鑽や意識改革など不漸の努力と改革を行い、県から真に独立した組織により、県内中小企業の「ホームドクター」としての役割を果たし、本県産業振興の一翼を担うことを期待する。

1 中期目標の期間

平成19年4月1日から平成23年3月31日までの4年間とすること。

II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化

「自立化・高付加価値化」した企業への脱却に向け、県内企業が製品化などに当たった技術的課題等を解決していく際、これまでもセンターの研究成果や職員の専門的知識を活用した技術支援等の支援機能が大きな役割を果たしてきたが、今後とも、当該支援機能を継続的に発揮するとともに、さらに強化すること。

なお、支援実施に当たっては、現状で企業ニーズの高い「技術支援」を最優先課題としながらも研究開発を継続的に進め、企業ニーズの動向に応じて特定分野の研究開発を集中的に実施するなど、理事長のマネジメントの下、技術支援又は研究開発への経営資源投入のバランスを判断していかねばならない。

(1) 技術支援（相談・現地指導、依頼試験、機器利用）

企業ニーズの高い「技術支援（相談・現地指導、依頼試験、機器利用）」について、機器設備の計画的な整備と開放、現地指導の実施、検査メニューの充実、サービス提供時間の拡大など、利用企業の利便性を向上させること。

また、職員の技術力向上や必要な研究員の採用等によって企業からの技術相談への対応力を強化すること。なお、対応力の強化に際しては、センター個々の職員が技術力はもとより意識面においても技術支援のプロフェッショナル集団に生まれ変わる必要があること。

〔機器設備の整備について〕

・老朽化等により試験研究環境への悪影響が懸念される機器設備については、計画的な改修を実施し、職員はもとより、一般利用者の安全確保に努めるとともに、老朽化・故障等により不要となった機器設備については、安全管理上の観点から適宜処分すること。

・企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の達成に向け、老朽化した機器設備の更新のほか、企業ニーズの高い機器設備の導入を計画的に実施すること。

(2) 研究開発

共同研究や受託研究等の研究開発実施に当たってセンターの機能を最大限に発揮し、研究成果の移転等を促進していくためには、企業ニーズや市場動向を的確に把握した上で、マーケット確保を常に意識した実用化研究を推進する必要がある。短期的な技術移転に加え、中長期的な事業展開につなげる観点での戦略的な研究テーマを設定

1 中期目標の期間

平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年間とすること。

II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 技術支援等の機能の強化

技術支援等の機能の強化に当たっては、限られた人数で最大の効果を上げるよう、技術支援、試験・分析等の業務と研究開発業務とのバランスをとりつつ、県の産業活力の強化に繋げなければならぬ。

(1) 技術支援（技術相談・現地支援）

技術相談・現地支援について、企業ニーズの把握に努め、適切な相談・支援等を実施すること。職員の技術力向上や必要な分野の研究員の採用等によって企業からの技術支援への対応力を強化すること。

さらに、第1期中期目標期間から蓄積している技術支援の支援内容のデータベース化にも取り組むこと。

(2) 試験・分析（依頼試験・分析、機器開放）

機器設備の計画的な整備と開放、試験・分析メニューの充実、サービス提供時間の拡大、技術スタッフの配置など、利用企業の利便性を向上させること。

また、県の産業活力の強化に対応するため、企業ニーズの高い機器設備の導入を計画的に実施するとともに、老朽化した機器設備、稼働率の低い機器設備については、その必要性を検討の上、適宜更新・処分すること。

(3) 研究開発

共同研究や受託研究等の研究開発の実施に当たっては、企業ニーズや県等の施策、市場動向を的確に把握した上で、企業のマーケット確保を常に意識して研究を推進する必要がある。短期的な技術移転に加え、中長期的な事業展開に繋げる観点での戦略的な研究テーマを設定すること。

が重要であること。

また、研究テーマは、県内企業の有する技術力や産業構造などを踏まえ、本県において応用できる分野や企業に技術移転できる分野等において設定することとし、選択と集中の観点で研究資源の重点的配分を推進するとともに、研究目標を明確化し県民・企業への説明責任を果たせざるを得ないこと。

さらに、職員の技術レベルの向上、新事業創出を目指したシーズ開発、及び今後発展が予想されるものの経営資源不足を背景とした研究開発リスクを回避するために県内企業が取り組むことが困難な技術分野の強化等、将来の実用化に向けた基盤的な研究開発を継続的に実施することとし、企業ニーズや県内外の技術動向、さらには他の実用化研究の動向及び職員の育成計画等を踏まえ可能な限り多様な研究テーマを設定すること。

なお、研究開発は、計画的な研究テーマ設定に基づく実施を基本とするが、企業等の緊急の要請については、年度中途であっても研究テーマを設定し、柔軟に対応すること。

(3) 起業化を目指す事業者等への支援

新規事業の立ち上げを目指す事業者等に、鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等インキュベーション施設など研究開発の場を提供するとともに、研究開発途上で生じた諸課題の解決に向け技術支援を実施し、県内産業活動の裾野拡大による雇用創出を促進すること。

また、講習会やセミナー、研究発表会等を通してセンターの技術的知見の普及に努め、技術移転を促進するとともに、企業の製品開発や生産活動を支援すること。

2 実践的産業人材の戦略的育成

これまでに培ってきた産業人材育成ノウハウを活かし、ものづくり分野における基盤的産業人材育成に向けた支援機能を強化するとともに、高度専門人材育成など、産業構造の転換を見据えた人材育成にも取り組むこと。また、中期目標期間において具体的な産業人材育成戦略を策定すること。

なお、実施に当たっては、国内外の技術動向に即応したレベルの技術者育成、企業や

また、鳥取県経済成長戦略を推進するため、戦略的推進分野である、環境・エネルギー、バイオ・食品関連産業等の分野についても、センターとしての取組を行うこと。さらに、新事業創出を目指したシーズ開発、今後発展が予想されるもの県内企業が取り組むことが困難な技術分野等、将来の実用化に向けた基盤的な研究開発を継続的に実施するため、重点的に実施するテーマや、ある程度の研究期間を設けた挑戦的なテーマなどにも絶えず見直しを行う取組をすること。

テーマ設定及び研究成果に対する研究評価は、外部専門家の意見も取り入れながら、事業性の可否の見極めの結果を踏まえ、採択・継続の決定、研究費の配分等を行うこと。

研究成果の普及と技術移転の推進にあたっては、関係機関とも連携しながら、研究成果を関係者に広く周知すること。

知的財産権の取扱いについて、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えた検討を行い、知的財産権を戦略的に取得するとともに、取得した権利を積極的に公開し、技術移転に努めるなど、適正かつ効果的な知的財産マネジメントサイクルを確立すること。

また、知的財産権の取得や活用に関して、鳥取県知的所有権センター等他機関と連携すること。

(4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援

新規事業の立ち上げを目指す事業者等に、起業化支援室等インキュベーション施設など研究開発の場を提供し、研究開発途上で生じた諸課題の解決に向け技術支援を実施するとともに、市場動向や販路などの情報提供を含めたトータルな支援が行えるよう、関係機関との連携等に取り組むこと。

また、講習会やセミナー、研究発表会等を通してセンターの技術的知見の普及に努め、技術移転を促進するとともに、企業の製品開発や生産活動を支援すること。

センターの研究開発成果の企業における実用化に向け、関係機関と連携して市場動向等を把握した上で、商品企画の段階からの市場競争力を有する製品開発（機能・製品デザイン等）への支援機能を強化するとともに、地域資源を有効活用するなどして、全国展開に繋がりがうる「地域ブランド育成」を意識した技術支援に取り組むこと。

併せて、ホームページや各種媒体を積極的に活用した広報活動の展開により、センター利用実績のない県内企業や新たに設立・進出した企業等の利用拡大を促進すること。

2 ものづくり人材の育成

これまでに培ってきた産業人材育成ノウハウを活かし、ものづくり分野における基盤的産業人材の育成に向けた支援機能を強化するとともに、高度専門人材の育成など、産業構造の転換を見据えた人材育成にも取り組むこと。

また、第1期中期目標期間において策定した産業人材育成戦略に基づき、具体的に取組むこと。

大学等からの研修生の積極的受入れ及び企業ニーズに応じた現地指導を行うなど、提供サービスを拡充すること。

3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発

県内に集積する「液晶関連」及び「食品関連」産業のニーズに基づく人材育成及び研究開発を戦略的に実施するとともに、集積企業と県内外企業との連携を強化し、付加価値の高い新事業を創出することにより、国内市場や対岸諸国を含めたアジアワイドでのネットワーク拠点形成に向けた支援を実施すること。

〔県の産業活性化戦略の具現化に向けた企業支援の展開〕

◆「鳥取クリスタル・コリドール構想」(液晶関連企業を中心とした戦略)

高度専門人材育成による企業技術力向上に向けた支援を実施すること。

なお、実施に際しては環日本海諸国等内外関係機関との連携を強化し、自立的かつ継続的な人材育成システム構築に向け貢献すること。

◆「健・食・知スマート・コリドール構想」(健康・食品・研究に関わる戦略)

豊富かつ高品質な水産物や水資源等の地域資源と県内シーズを有機的に結びつけた新事業創出の支援を実施すること。

また、都市エリア産学官連携促進事業等の産学官共同研究をきっかけとしたバイオ産業拠点の形成に取り組むこと。

4 知的財産権の戦略的な取得と活用

知的財産権の取扱いについて、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えた検討を行い、知的財産権を戦略的に取得するとともに、取得した権利を積極的に公開し、技術移転に努めるなど、適正かつ効果的な知的財産マネジメントサイクルを確立すること。

また、知的財産権の取得及び活用に関して、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化すること。

5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化

企業における研究開発成果の実用化に向け、市場動向等を把握した上で、商品企画の段階からの市場競争力を有する製品開発(機能・製品デザイン等)への支援機能を強化すること。

また、一次産品や伝統工芸品などの地域資源を有効活用するなど、全国展開につながる「地域ブランド育成」を意識した技術支援に取り組むこと。

3 産学官連携の推進

競争的資金の獲得や技術支援の効果的な展開につながるコデーネット機能を向上させるとともに、共同研究や産業人材育成など産業の自立化・高付加価値化につながる企業支援の達成に向けて、「産学官連携」を強化すること。

III 業務運営の改善及び効率化に関する事項

自立性・機動性・透明性の高いセンター運営を行うためのマネジメントサイクルを確立するとともに、地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして業務運営の抜本的な改善を行い、より一層効率的な業務運営を行うこと。

1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成

理事長のトップマネジメントのもと、支援企業の事業化件数の増加など実績に重きを置き、かつ真に独立した組織としての迅速な意思決定に基づくスピード感のある組織運営を行うこと。

また、組織・体制を継続的に見直しながら、企業ニーズなどセンターを取り巻く環境の変化に戦略的かつ弾力的に対応し、企業ニーズに即応した共同研究の実施、専門性の高い職員の育成や確保及び組織運営の見直し等、資金や人材等経営資源の重点投入を行うこと。

さらに、ホームページや各種媒体を積極的に活用した広報活動の展開により、県内のセンター利用実績のない企業や新たに設立・進出した企業等の利用拡大を促進すること。

なお、センター支援機能強化に向けた職員の育成に当たっては、各種研修会への参加や公認試験研究機関・民間企業等への派遣の機会を拡充するなど、継続的に職員の資質向上を図るとともに、センターの業務を的確に遂行できる人材を計画的に育成すること。また、具体的な人材育成プログラムを策定すること。

2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化

外部競争的資金獲得や技術支援の効果的な展開につながるコーディネート機能を向上させるとともに、共同研究や産業人材育成など産業の自立化・高付加価値化につながる企業支援の達成に向け、効果的な「産学金官連携」を強化すること。

なお、連携体制構築に際しては、センターが積極的な役割を果たすこと。

3 独自の業績評価システムの確立

評価委員会による業績評価結果を役員報酬（退職手当を含む。）に反映するなど、役員について成果主義に基づく給与体系を構築すること。なお、理事長報酬については知事評価を併せて反映すること。

また、職員の意欲向上と能力開発に向け、客観性の高い業績評価を行うとともに、頑張った職員が報われるよう、その結果を具体的な給与決定及び人員配置等に反映させること。なお、評価基準等は予め職員に明示するなど、透明性の高い評価システムを構築すること。

III 業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして業務運営の改善を継続し、より一層効率的な運営を行うこと。

1 迅速かつ柔軟な業務運営

理事長のリーダーシップのもと、独立行政法人のメリットを生かして、迅速な意思決定に基づくスピード感のある組織運営を行うこと。

また、組織体制を継続的に見直しながら、企業ニーズなどセンターを取り巻く環境の変化に戦略的かつ弾力的に対応し、資金や人材等の経営資源を重点的に投入すること。業務運営に際しては、鳥取・米子・境港3施設間における情報の共有化を徹底し、センターのミッションに係る職員の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定に努めること。

(産学金官連携は、II-3に移動)

2 職員の能力開発

職員の能力開発に当たっては、センターが策定した人材育成プログラムに基づき、継続的に職員の資質向上を図るとともに、センターの業務を的確に遂行できる人材を計画的に育成すること。なお、OJTの観点を意識しながら若手研究員が取り組む「設定を行うとともに、国の研究機関や大学等への研修派遣を活用すること。」

また、センターが策定した独自の個人業績評価システムに基づき、客観性・透明性の高い業績評価を行うとともに、その結果を勤労手当・昇給、人員配置等に反映させること。

役員については、成果主義に基づく給与体系により、評価委員会による業績評価結果を役員報酬（退職手当を含む。）に反映させること。

3 業務運営の効率化と経費抑制・自己収入の確保

企業や大学等との連携により積極的に競争的資金等の外部資金獲得に努めるほか、機器設備・施設の開放や知的財産権の使用許諾等により、運営費交付金以外の収入の確保に努めること。

なお、知的財産権の使用許諾に伴う使用料収入額の内、センターと職員間における配分ルールについては、知的財産関係法令等において設定したルールを遵守すること。

運営費交付金を充当して実施する業務（臨時的経費及び職員人件費を除く。）については、期間開始前に示される基準に沿って経費削減を行うこと。

また、業務の電子化など事務処理の簡素化、施設・スペースの有効利用の徹底、外部委託の活用など、業務の効率化と経費削減を目的とした見直しを恒常的に実施すること。

なお、経費の抑制に当たっては、利用企業等へのサービスを下下させることのないよう努めること。

IV 財務内容の改善に関する事項

県内唯一の工業系の技術支援機関としての使命を果たさせる経営基盤を確立するため、収入の確保や運営の効率化に基づく経費削減など、センターの財務内容の改善を図ること。

なお、センターの活動経費の大部分を占めることとなる県交付の運営費交付金について、センターの業績達成に向けたインセンティブをより向上させることを目的として、業績評価に基づき一定額を増減させる算定ルールを設定する。

1 外部資金その他収入の確保

企業や大学等との連携により積極的に競争的資金等の外部資金獲得に努めるほか、試験機器・施設の開放や知的財産権の使用許諾等により、運営費交付金以外の収入の確保に努めること。

なお、知的財産権に係る使用許諾に伴う使用料収入額の内、センター収入額の2分の1に相当する額は県へ還元されることとするが、センターと職員間における配分ルールについては、知的財産関係法令等に基づき、相当な対価となるようなルール設定とすること。

2 経費の抑制

運営費交付金を充当して実施する業務（臨時的経費及び職員人件費を除く。）については、中期目標期間中、毎年度少なくとも前年度比1%の経費削減を行うこと。

また、業務の電子化など事務処理の簡素化、施設・スペース管理の徹底、外部委託の導入など、業務効率化と経費削減を目的とした見直しを恒常的に実施すること。

なお、経費の抑制に当たっては、利用企業等へのサービスを下下させることのないよう努めること。

IV 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して実施する業務については、「Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算により効率的かつ効果的な運営を行うこと。

なお、センターの活動経費の大部分を占める運営費交付金について、センターの業績達成に向けたインセンティブをより向上させることを目的として、業績評価に基づき一定額を増減させる算定ルールを適用する。

V その他業務運営に関する重要事項

1 コンプライアンス体制の確立と徹底

(1) 法令遵守

法令の遵守はもとより、センター職員は全体の奉仕者としての自覚に立ち、職務執行に対する中立性と公平性を常に確保し、県民から疑惑や不信を招くことのないよう努めること。

また、法令遵守等に関して職員に対する研修を継続的に実施するとともに、確実な美施に向けた組織体制の整備を行うこと。

(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底

個人情報や企業からの相談内容、研究等の依頼内容など職務上知り得た秘密事項について管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じて漏洩がないよう確実な防止対策を図ること。

また、情報公開関連法令に基づき、事業内容や組織運営状況等について、適切に情報公開すること。

(3) 労働安全衛生管理の徹底

職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう、十分に配慮すること。

また、労働安全衛生関連法令に基づいた安全管理体制の徹底を図るとともに、規程の整備や職員への安全教育を実施するなど、労働安全衛生管理基準を遵守すること。

(4) 職員への社会貢献意識の徹底

地域に活かされ、地域とともに歩む組織として、地域イベントや奉仕活動への参加など社会貢献に努めること。

2 環境負荷の低減と環境保全の促進

(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進

業務運営に際しては、環境に配慮した運営に努めることとし、研究活動の実施、機器設備、物品の購入や更新等に際しては、省エネルギーやリサイクルの促進に努めること。また、廃棄物については、関連法令等に従い適切に処理するとともに、減量化に努めること。

(2) 環境マネジメントの着実な実施

ISO14001規格を遵守するなど、業務運営に伴う環境負荷を低減するための環

V その他業務運営に関する重要事項

1 コンプライアンス体制の確立と徹底

(1) 法令遵守及び社会貢献

法令の遵守はもとより、センター職員は全体の奉仕者としての自覚に立ち、職務執行に対する中立性と公平性を常に確保し、県民から疑惑や不信を招くことのないよう努めること。

また、法令遵守や適切で安全な機器の使用管理等に関して、職員に対する研修を継続的に実施するとともに、確実な実施に向けた組織体制の整備を行うこと。

さらに、県民とともに歩む組織として、地域イベントや奉仕活動への参加など社会貢献に努めること。

(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底

個人情報や企業からの相談内容、研究等の依頼内容など職務上知り得た秘密事項について管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じて情報の漏洩がないよう確実な防止対策を図ること。

また、情報公開関連法令に基づき、事業内容や組織運営状況等について、適切に情報公開すること。

(3) 労働安全衛生管理の徹底

職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう、十分に配慮すること。

また、労働安全衛生関連法令に基づいた安全管理体制の徹底を図るとともに、規程の整備や職員への安全教育を実施するなど、労働安全衛生管理基準を遵守すること。

2 環境負荷の低減と環境保全の促進

業務運営に際しては、環境に配慮した運営に努めることとし、研究活動の実施、機器設備、物品の購入や更新等に際しては省エネルギーやリサイクルの促進に努め、ISO14001規格を遵守するなど、環境負荷を低減するための環境マネジメントサイクルを確立し、継続的な見直しを実施すること。

今期 中期目標

境マネジメントサイクルを確立し、予め定めた環境目標の達成に向け、継続的な見直しを実施すること。

3 情報の共有化の徹底

業務運営に際しては、鳥取・米子・境港3施設間における情報の共有化を徹底し、センタ一のミッションに係る職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定に努めること

次期 中期目標 案

| |
|--|
| |
|--|

次期中期目標(案)の概要

| 項目 | 概要 ※下線部は、第2期において、 修正、追加等を行った箇所 | 記載のポイント |
|------------------------------------|--|---|
| 基本的な考え方 | <ul style="list-style-type: none"> きめ細やかな技術相談・現地支援等を通じて、県内企業に対する支援機能を高め、鳥取県の産業振興に貢献 国、県においても、新たな経済成長戦略を策定 第2期中期目標期間においては、「産業の高付加価値化」と「新産業の創出」の推進に寄与すべく、県内製造業及び関連産業における高付加価値化につながる技術支援等の一層の強化をセンターの目標とする | <ul style="list-style-type: none"> 第1期中期目標期間のまとめ 鳥取県経済成長戦略へのセンター取組を記載 センターの目標を記載 |
| I 中期目標の期間 | 平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年間 | 3～5年の期間で設定可能であるが、理事長任期(4年間)等を考慮して、第1期と同様に4年間とする。 |
| II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 | | |
| 1 技術支援等の機能の強化 | 技術支援、試験・分析等の業務と研究開発業務とのバランスをとりつつ、県の産業活力の強化に繋げることが必要 | 評価委員意見(技術支援と研究開発とのバランス) |
| (1) 技術支援 | | |
| ① 技術相談・現地支援 | <ul style="list-style-type: none"> 企業ニーズの把握に努め、適切な相談・支援等を実施すること 職員の技術力向上や必要な分野の研究員の採用等によって企業からの技術支援への対応力を強化すること 第1期中期目標期間から蓄積している技術支援の支援内容のデータベース化に取り組むこと | 評価委員意見(技術支援の内容のデータベース化) |
| (2) 試験・分析 | | 項目見直し(試験分析は重要項目であり、小項目として頭出し) |
| ① 依頼試験・分析 | 機器設備の計画的な整備と開放等、利用企業の利便性を向上させること | |
| ② 機器開放 | <ul style="list-style-type: none"> 企業ニーズの高い機器設備の導入を計画的に実施 老朽化した機器設備、稼働率の低い機器設備については、その必要性を検討の上、適宜更新・処分 | 評価委員意見(稼働率の低い機器の積極的な整理) |
| (3) 研究開発 | | |
| ① 研究テーマの設定と実施 | <ul style="list-style-type: none"> 短期的な技術移転に加え、中長期的な事業展開に繋げる観点での戦略的な研究テーマを設定すること。 鳥取県経済成長戦略を推進するため、戦略的推進分野についても、センターとしての取組を行うこと。 | 評価委員意見(鳥取県経済成長戦略を視野に入れて記載) |
| ② シーズ・実用化研究 | 重点的に実施するテーマやある程度の研究期間を設けた挑戦的なテーマなどにも絶えず見直しを行いつつ取り組むこと。 | 評価委員意見(挑戦的なテーマも実施) |
| ③ 研究評価 | 外部専門家の意見も取り入れながら、事業性の可否の見極めの結果を踏まえ、採択・継続の決定、研究費の配分等を行うこと。 | 中期目標に「研究評価」を明記 |
| ④ 研究成果の普及と技術移転の推進 | 関係機関とも連携しながら、研究成果を関係者に広く周知すること。 | 項目見直し(成果普及等は重要であり、新規項目として追加) |

| 項目 | 概要 ※下線部は、第2期において、 修正、追加等を行った箇所 | 記載のポイント |
|-----------------------------------|---|--------------------------------|
| | <p>⑤ 知的財産権の戦略的な取得と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発着手の段階から知的財産専門家を交えた検討を行い、知的財産権を戦略的に取得 ・取得した権利を積極的に公開し、技術移転に努めるなど、適正かつ効果的な知的財産マネジメントサイクルを確立 ・知的財産権の取得及び活用に関して、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化 | 項目見直し(Ⅱ4→Ⅱ1(3)に移動) |
| (4)新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援 | | 項目見直し(起業化のみに限定しない取組を行うため、項目修正) |
| ① 研究開発に係る場の提供と技術支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の場を提供し、研究開発途上で生じた諸課題の解決に向け技術支援を実施。 ・市場動向や販路などの情報提供を含めたトータルな支援を行えるよう関係機関と連携 | |
| ② 技術講習会等を通じた支援 | 講習会やセミナー、研究発表会等を通してセンターの技術的知見の普及に努め、技術移転を促進すること | |
| ③ 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・商品企画の段階からの市場競争力を有する製品開発への支援機能を強化すること。 ・地域資源を有効活用するなど、全国展開につながる「地域ブランド育成」を意識した技術支援に取り組むこと。 | 項目見直し(Ⅱ5→Ⅱ1(4)に移動) |
| ④ 広報活動の充実 | ホームページや各種媒体を積極的に活用した広報活動の展開により、センター利用実績のない企業や新たに設立・進出した企業等の利用拡大を促進すること。 | 項目見直し(Ⅱ1(3)、Ⅲ1(2)を統合) |
| 2 ものづくり人材の育成 | | 人材育成関連の項目を集約 |
| (1) 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施 | | |
| ① 基盤的産業人材育成 | これまでに培ってきた産業人材育成ノウハウを活かし、ものづくり分野における基盤的産業人材の育成に向けた支援機能を強化すること。 | |
| ② 高度専門人材育成 | 産業構造の転換を見据えた人材育成にも取り組むこと。 | |
| (2) 産業人材育成戦略の策定 | 第1期中期目標期間において策定した産業人材育成戦略に基づき、具体的に取り組むこと。 | 評価委員意見(産業人材育成戦略の策定結果を反映) |
| 3 産学金官連携の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・競争的資金の獲得等につながるコーディネート機能を向上 ・産業の自立化・高付加価値化につながる企業支援の達成に向け、「産学金官連携」を強化 | 項目見直し(Ⅲ2→Ⅱ3に移動) |
| Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 | | |
| 1 迅速かつ柔軟な業務運営 | | |
| (1) 組織運営の改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・理事長のリーダーシップのもと、迅速な意思決定に基づくスピード感のある組織運営を行うこと。 ・組織・体制を継続的に見直しながら、資金や人材等の経営資源を重点的に投入すること。 | |
| (2) 効率的な意思決定 | センター施設間における情報の共有化を徹底し、センターのミッションに係る職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定に努めること。 | 項目見直し(Ⅴ3→Ⅲ1(2)に移動) |

| 項目 | 概要 ※下線部は、第2期において、 修正、追加等を行った箇所 | 記載のポイント |
|-----------------------------|---|---|
| 2 職員の能力開発 | | 項目見直し(Ⅲ1(3)、Ⅲ3を移動) |
| (1) 職員の能力開発 | <ul style="list-style-type: none"> ・センターが策定した人材育成プログラムに基づき、継続的に職員の資質向上を図るとともに、センターの業務を的確に遂行できる人材を計画的に育成すること。 ・OJTの観点を意識しながら若手研究員が取り組むテーマ設定を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・センターが今期策定した人材育成プログラムを活用 ・評価委員意見(人材育成にあたり、OJTの観点を意識) |
| (2) 独自システムによる業績評価の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・センターが策定した独自の個人業績評価システムに基づき、客観性・透明性の高い業績評価を行うとともに、その結果を勤勉手当・昇給及び人員配置等に反映させること。 ・役員について、評価委員会による業績評価結果を役員報酬に反映させること。 | センター独自の個人業績評価システムに基づき評価 |
| 3 業務運営の効率化と経費抑制・自己収入の確保 | | 項目見直し(Ⅵ1, 2 →Ⅲ3へ移動) |
| (1) 外部資金その他自己収入の確保 | 積極的に外部資金獲得に努めるほか、機器設備・施設の開放等により、運営費交付金以外の収入の確保に努めること。 | |
| (2) 業務等の見直しと経費の抑制 | 業務効率化と経費削減を目的とした見直しを恒常的に実施すること。 | |
| IV 財務内容の改善に関する事項 | | |
| 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・Ⅲで定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算により効率的かつ効果的な運営を行うこと。 ・センターの業績達成に向けたインセンティブをより向上させることを目的として、業績評価に基づき一定額を増減させる算定ルールを適用。 | |
| V その他業務運営に関する重要事項 | | |
| 1 コンプライアンス体制の確立と徹底 | | |
| (1) 法令遵守及び社会貢献 | <ul style="list-style-type: none"> ・職務執行に対する中立性と公平性を常に確保し、県民から疑惑や不信を招くことのないよう努めること。 ・法令遵守や適切で安全な機器の使用管理等に関して研修を継続的に実施するとともに、確実な実施に向けた組織体制の整備を行うこと。 ・地域イベントや奉仕活動への参加など社会貢献に努めること。 | 項目見直し(社会貢献に係る事項Ⅴ1(4)を包含) |
| (2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ・職務上知り得た秘密事項について管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう確実な防止対策を図ること。 ・事業内容や組織運営状況等について、適切に情報公開すること。 | |
| (3) 労働安全衛生管理の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう、十分に配慮すること。 ・安全管理体制の徹底を図るとともに、規程の整備や職員への安全教育を実施するなど、労働安全衛生管理基準を遵守すること。 | |
| 2 環境負荷の低減と環境保全の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務運営に際しては、環境に配慮した運営に努めることとし、機器設備、物品の購入や更新等に際しては省エネルギーやリサイクルの促進に努めること。 ・環境負荷を低減するための環境マネジメントサイクルを確立し、継続的な見直しを実施。 | 項目見直し(環境関連の項目Ⅴ2(1)、(2)を統合) |

中期目標、中期計画に係るスケジュールについて

| | | |
|-----|----|--|
| 8月 | 上旬 | |
| | 中旬 | |
| | 下旬 | ○評価委員会開催(10/22)中期目標(骨子)について協議(意見聴取) |
| 9月 | | 意見等を踏まえ中期目標案(案)作成 ↓ |
| 10月 | 中旬 | 10/13 経済成長戦略会議 |
| | 下旬 | ○評価委員会開催(10/22) 中期目標(案)について協議(意見とりまとめ) ↓ 中期目標案の完成 |
| 11月 | 下旬 | ↓ 11月議会開会 |
| 12月 | | 中期目標に関する議会議決 |
| 1月 | | センター中期計画案(作成) ↓ |
| 2月 | | ○評価委員会開催(第14回)(2月上旬) センター中期計画案について意見とりまとめ ↓ |
| 3月 | | 中期計画に関する県認可 |

鳥取県経済成長戦略会議の概要

【会議の目的】 「鳥取県経済成長戦略」実現に向けた施策の充実

- 4月に8つの戦略的推進分野から構成する「鳥取県経済成長戦略」を策定・公表
- 戦略プロジェクトをステップアップするための実現化方策について検討

議題 「鳥取県経済成長戦略」の実現に向けた施策の充実

〔1〕鳥取県経済成長戦略プロジェクトの進捗説明(事務局)

〔2〕外部環境変化や政府「新成長戦略」を睨みながら、新たに推進すべき戦略や各戦略プロジェクトの推進方策を検討

- ①EV生産への県の対応策
- ②とっとりバイオフロンティアによる健康食品産業への展開
- ③健康関連産業の振興策
- ④北東アジア国際物流戦略の実現化
- ⑤地域経済活性化特区の活用

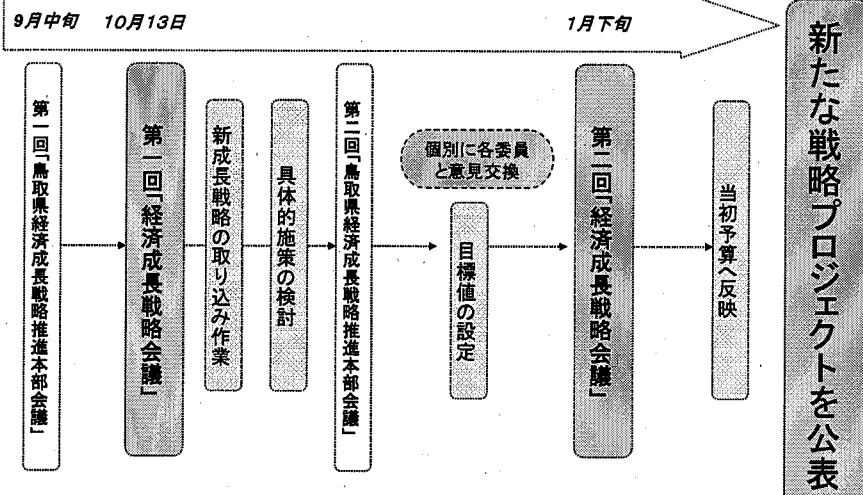
鳥取県経済成長戦略会議のメンバー

- 各委員は、各成長分野における有識者で構成
- 県において取り組むべき新たな戦略を提言
- 戦略プロジェクトをステップアップするための実現化方策について提言

| 委員名 | プロフィール | 論じる分野 | 団体名 | 役職 |
|--------|---|--------------------|--|--------------|
| 平井伸治 | ・鳥取県知事 | 県政全般 | 鳥取県 | 知事 |
| 池淵 浩介 | ・トヨタ自動車㈱の顧問・技監 | 産業政策全般 | トヨタ自動車㈱ | 顧問・技監 |
| 根津 利三郎 | ・OECD鉄鋼委員会の議長 ・東アジア包括的連携会議の議長 ・元通産省通商政策局審議官 ・元OECD科学技術産業局の局長 | 産業政策全般 | ㈱富士通総研 | エグゼクティブ・フェロー |
| 藤原 洋 | ・環境・エネルギー事業などを手がける㈱ナノ・オプトニクス・エナジーの代表 | 環境、エネルギー、ICT分野 | ㈱インターネット総合研究所 ㈱ナノオプトニクス・エナジー | 所長 社長 |
| 小梅川 純一 | ・鳥取県バイオ産業集積促進事業(H20)のアドバイザー ・元キリンビール執行役員 | バイオ、健康、医療分野 | ㈱バイオフロンティアパートナーズ | 技術顧問 |
| 吉長 成恭 | ・医学博士、医療経営学の教授 ・日本において数少ない医療・福祉マーケティングの研究者 | 健康産業、コミュニティ・ビジネス分野 | 広島国際大学 医療経営学科 (医学博士、商学修士) 中国地域CB/SB推進協議会 | 教授 幹事長 |

鳥取県経済成長戦略会議のスケジュール

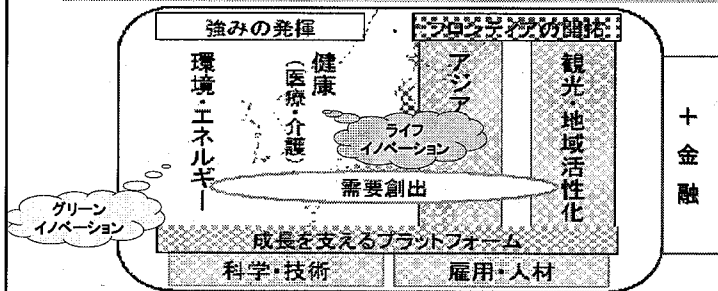
- 第1回会議を10月13日(水)13:30～開催
- 第一回会議での議論をベースに「新成長戦略」の取り込み作業を実施
- 各分野、各セクションにおいて具体的施策を検討し、当初予算要求に反映



国の新成長戦略(7つの戦略分野)

「需要」からの成長 ～豊かな国民生活を目指して～

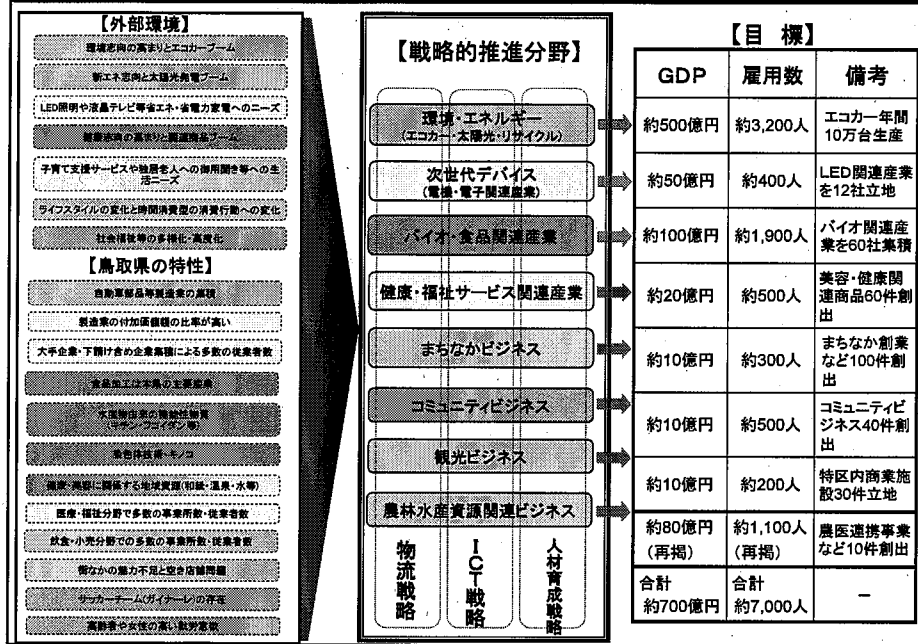
- GDP成長率: 名目3%、実質2%を上回る成長 (2020年度までの平均)
 - 名目GDP: 2009年度473兆円(見込み)を2020年度650兆円程度
 - 失業率: 3%台への低下(中期的)
- 基本方針(平成21年12月)



閣議決定
(平成22年6月)

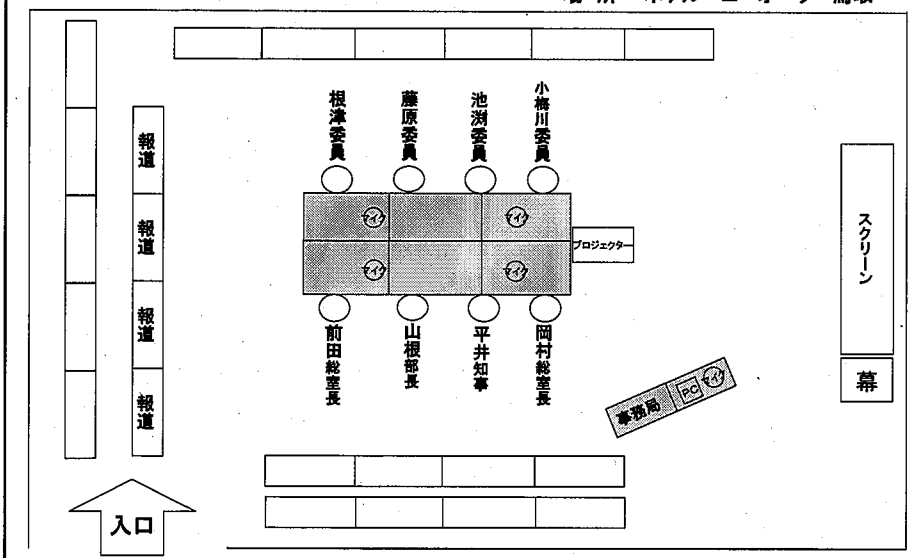
| | | |
|--------------|------------|-------------|
| グリーン・イノベーション | 需要創造: 50兆円 | 雇用創造: 140万人 |
| ライフ・イノベーション | 需要創造: 50兆円 | 雇用創造: 284万人 |
| アジア | 需要創造: 12兆円 | 雇用創造: 19万人 |
| 観光・地域活性化 | 需要創造: 11兆円 | 雇用創造: 56万人 |

鳥取県経済成長戦略の概要



第1回鳥取県経済成長戦略会議

日時 平成22年10月13日(水)
13:30~15:30
場所 ホテルニューオータニ鳥取



①EV生産への県の対応策

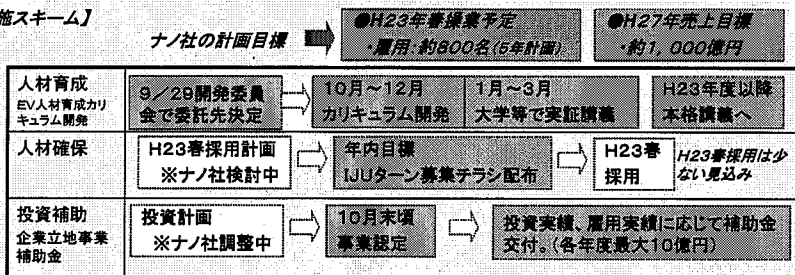
【目標】 エコカーを年間10万台生産 ⇒ 約2,000人雇用創出(2020年)

【現状】

○ ㈱ナノオプトニクス・エナジーの米子市進出が決定

- ・3月29日 開印式・記者発表
- ・5月27日 デザイナー(和田智氏)決定、工場でのマイクログリッド構築の記者発表
- ・7月29日 商品化するEVのイメージ発表(スマートグリッドフォーラムにおいて)

【実施スキーム】



【課題】

○ ナノ社の計画が進むにつれ、様々な問題が表面化してくる可能性大
(人材確保、開発・製造、下請、物流、工場運営等) 一県・市協力して支援

②とっとりバイオフロンティアによる健康食品産業への展開

【目標】 バイオ・機能性食品産業60社を集積化 ⇒ 約1,900人雇用創出(2020年)

【現状】

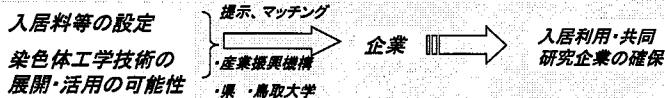
- とっとりバイオフロンティアの開所にむけて、建設工事を実施中
- 地域イノベーションクラスタープログラムが採択され、事業を開始
- 鳥取大学、産業振興機構と連携し、入居利用・共同研究企業の確保に取り組み

【実施スキーム】

バイオフロンティアの施設建設

H22.9月 工事着工 ⇨ H23.3月 完成 ⇨ H23.4月 開所

バイオフロンティアの入居利用・共同研究企業の確保



地域イノベーションクラスタープログラム

鳥取大学の染色体工学を用いた食品機能性評価に係るシステムの開発とともに、地域機能性食品の評価・商品化を実施(H22~24年度事業)

⇒ 食品企業など県内16社が参画予定。本プログラムを活用し、新商品開発等を促進。

【課題】

- ① バイオフロンティア施設への入居企業の確保に向けた取組の強化
- ② 研究成果を生かした、事業化戦略の強化

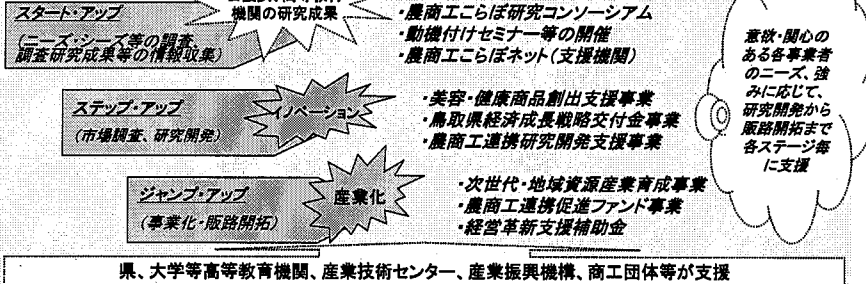
③健康関連産業の振興策

【目標】健康関連商品、農医連携など50件を創出 → 約500人雇用創出(2020年)

【現状】

- 農商工こらぼ研究コンソーシアムを設置(H22年8月、入会85団体・186人)し、民間・高等教育機関・公設試が持つシーズ等の情報交換、新たなビジネスモデルの検討に向けて着手したところ。
- 経済成長戦略交付金事業、美容・健康商品創出支援事業等で調査研究や販路開拓等の取組が始まった(数件の採択案件あり)。

【実施スキーム】



【課題】

- ①活用資源(研究シーズ等)と事業者ニーズのマッチング、コーディネート機能の強化
- ②事業者の掘り起こし(さらなる普及啓発)

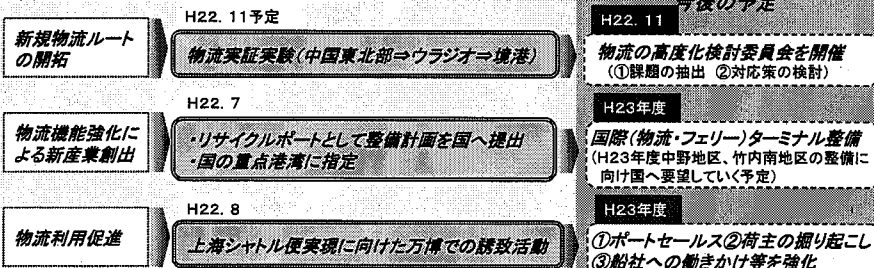
④北東アジア国際物流戦略の実現化

【目標】幹線物流関連企業、倉庫業等の立地 → 30件を新規立地(2020年)

【現状】

- 中国・ロシアの輸出ルート開拓へ向けた実証実験を実施予定(H22.11月)
- リサイクルポート整備計画提出。客船専用岸壁・ターミナルの建設に向けて国へ予算要望中。
- ロシア・ウラジオストクに県内企業を支援する機関としてTottori Trade Centerを開設(H22.2月)。(県内企業の中古車、車両部品等のロシア向け輸出など成果を出しつつある。)

【実施スキーム】



【課題】

- ①実証実験後の継続的な物流ルートの維持と物流拡大
- ②リサイクルポート整備等と平行した幹線物流産業の誘致方策
- ③既存航路の拡充、及び上海シャトル便実現に向けた中国航路の利便性向上

EV生産・普及軸に

県構想 実現へ特区活用

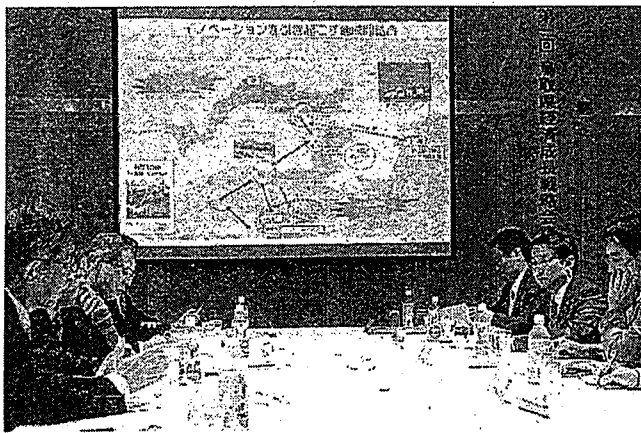
経済成長会議

り立つビジネスを考え
ていくべきだ」と指摘。

バイオ産業の企業関係者からは「バイオビジネスはリスクが高いと承知した方がいい」という忠告が出された。
【宇多川はるか】

県の経済成長戦略について国際競争の最前線を経験した経済人から意見を聴く会議が13日、鳥取市のホテルニューオータニ鳥取であった。県は電気自動車(EV)の生産、普及など環境産業を軸にした地域作りについて説明。国の総合特区制度を活用する考えを示した。トヨタ自動車など企業幹部らが実現に向けて提言した。

せ、EVなど電動移動手段の地域共有を進めて環境に優しいライフスタイルを定着させるというもの。一方で鳥取大医学部の染色体工学の研究成果を活用してバイオ産業振興も目指す。



県経済の成長戦略について議論を交わす県幹部ら
＝鳥取市のホテルニューオータニ鳥取で

県の構想は、太陽光発電や風力発電など自然エネルギーを活用しながらEVを普及させ

総合特区制度は、規制緩和の特例措置や国から税制・財政支援を受けられる制度。県は総合特区認定をこの構想を実現に近づけた意向だ。

会議では、トヨタ自動車顧問・技監の池淵浩介氏が「小口でも成